

# 第 1 編 総 則

## 第 1 章 計画の基本

### 第 1 節 大洗町国民保護計画の目的

#### 1 大洗町国民保護計画の目的（法第 3 条第 2 項，法第 3 5 条第 1 項）

この計画は、国民保護法第 3 5 条の規定に基づき作成したものであり、武力攻撃事態等においては、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針、茨城県国民保護計画を踏まえ、この計画に基づき、町民の協力を得つつ、関係機関と連携協力し、避難・救援等の国民保護措置を的確かつ迅速に実施することを目的とする。

#### 2 大洗町国民保護計画に定める事項（法第 3 5 条第 2 項）

この計画においては、町が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第 3 5 条第 2 項に掲げる事項について定めるほか、関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

### 第 2 節 計画の構成

大洗町国民保護計画の構成は次のとおりとする。

- 第 1 編 総則
- 第 2 編 平素からの備え
- 第 3 編 武力攻撃事態等への対処
- 第 4 編 復旧等
- 第 5 編 緊急対処事態への対処
- 資料編

### 第 3 節 大洗町地域防災計画等との関連

この計画は、武力攻撃事態等において、町民の避難、避難住民等の救援、武力攻撃災害への対処等の国民保護措置について定めており、この計画に明記されていない事項については、「大洗町地域防災計画」等において定められている防災に関する既存の組織を活用することとする。

#### 1 大洗町地域防災計画(震災・風水害等対策計画編)との関連

事態の原因が未だ不明である場合等においては、大規模事故や災害として「大洗町地域防災計画(震災・風水害等対策計画編)」により対処が行われる。

#### 2 大洗町地域防災計画(原子力災害対策編)との関連

武力攻撃原子力災害への対処については、本計画に定めるもののほか「大洗町地域防災計画(原子力災害対策編)」の規定を準用して行うものとする。

## 第4節 大洗町国民保護計画の見直し、変更手続

### 1 大洗町国民保護計画の見直し（法第35条第8項）

大洗町国民保護計画（以下「町国民保護計画」という。）については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

町国民保護計画の見直しに当たっては、大洗町国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。

### 2 町国民保護計画の変更手続（法第35条第8項、法第39条第3項）

町国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、大洗町国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、その同意を得た後町議会に報告し、公表する。（国民保護法施行令に定める軽微な変更を除く。）

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

町は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、基本指針及びこの計画に基づき、町民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民保護措置を的確かつ迅速に実施するとともに、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。町が国民保護措置を的確かつ迅速に実施するにあたって、特に留意すべき事項と基本方針は次のとおりである。

### 1 基本的人権の尊重（法第5条，基第1章1）

町は、国民保護措置の実施にあたっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、町民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

### 2 国民の権利利益の迅速な救済（法第6条，基第1章2）

町は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の町民の権利利益の救済に係る手続を、できる限り迅速に処理する。

### 3 住民に対する情報提供（法第8条，基第1章3）

町は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供する。

### 4 関係機関相互の連携協力の確保（法第3条，基第1章4）

町は、国、県、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

### 5 町民の協力（法第4条，基第1章5）

町は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、町民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、町民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、町は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努める。

6 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重等の特別な配慮（法第7条，基第1章6）

町は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、町は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法については、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに留意する。

7 高齢者、障害者等への配慮及び国際人道法の的確な実施（法第9条，基第1章7）

町は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意するとともに、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

8 国民保護措置に従事する者等の安全の確保（法第22条、第110条、基第1章8）

町は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

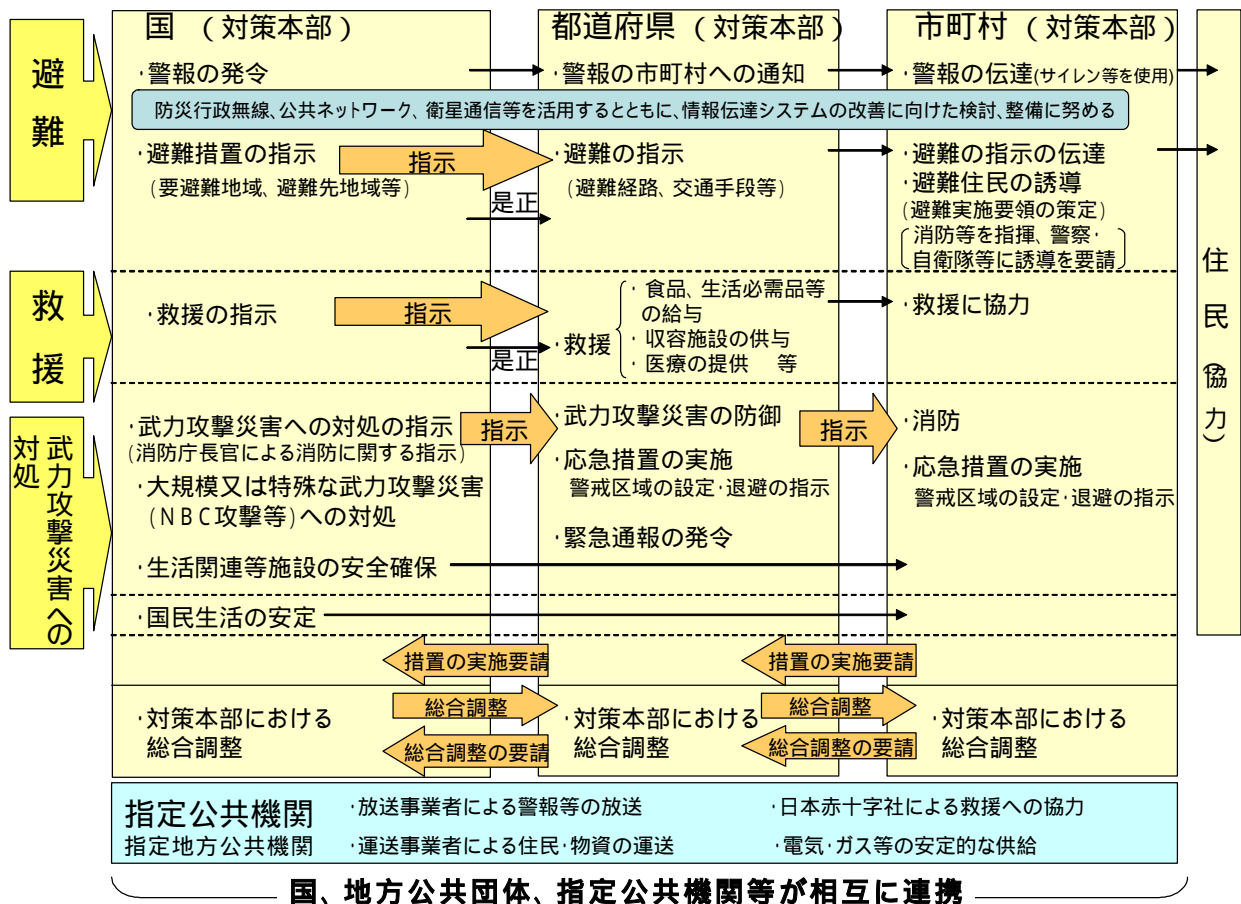
### 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等

町は、国民保護措置の実施に当たり関係機関と円滑に連携するため、国民保護措置の実施主体である関係機関の果たすべき役割をあらかじめ把握する。

#### 第1節 国民保護措置の仕組み

国民保護措置を実施するに当たっての、国、県、町等の役割は次のとおりである。

## 国民の保護に関する措置の仕組み



## 第2節 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、町はおおむね次に掲げる業務を処理する。

### 【大洗町の事務】

機関の名称	事務又は業務の大綱
大洗町	<ol style="list-style-type: none"><li>1 町国民保護計画の作成</li><li>2 町国民保護協議会の設置、運営</li><li>3 町国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営</li><li>4 組織の整備、訓練</li><li>5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施</li><li>6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施</li><li>7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施</li><li>8 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置の実施</li><li>9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施</li></ol>

## 第4章 町の地理的、社会的特徴

### 第1節 地形

大洗町は、北緯 36° 18' 東経 140° 34' に位置し、東西 2.5 km 南北 9.0 km で細長い形をしている。面積は、23.19 km<sup>2</sup>。

東京からは約 100 km。茨城県の太平洋岸のほぼ中央にあり、東茨城郡の東端に位置している。県都水戸市の中心部（水戸駅）から南東に約 11 km、東は太平洋に面し、北は那珂川を境にひたちなか市と、西北は涸沼川を境に水戸市と、西南は汽水湖である涸沼をはさみ茨城町と、南は鉾田市とそれぞれ接している。

美しい海岸線はおおらかな湾形をなし、市街地はおおむねこれに沿う低地部に形成され、後方に標高 25m ~ 35m の丘陵を背負っている。涸沼側に近い低地部には水稻が栽培され、丘は、畑・山林となっている。

丘陵は関東ローム層の洪積台地である鹿島台地の北部に位置しており、那珂川河口から南の一部は砂丘地帯となっている。

### 第2節 気候

大洗町は、太平洋気候区に位置し、太平洋に面している。冬から春の始めにかけて乾燥した日が続く。また、2月から3月に掛けて降雪等も観測されるが、逆に夏は2度前後低くなり、温和でしのぎやすい気候である。

気温の平均は 13.5 度。太平洋に面しているため湿度が高く、霧が発生しやすい。

年間降雨量は、1116.0mm の降水量があり、年間の風は、夏は海から内陸に向かって東よりの風が吹き、冬は北西よりの風が多い。

### 第3節 人口分布（平成 18 年 4 月 1 日現在）

本町は、3 地区からなり、総人口 19,086 人である。

平成 13 年頃より人口 20,000 人を割り年々減少の傾向にある。

男	女	計	世帯数	外国人登録者数
9,463	9,623	19,086	6,876	880

#### 【地区別】

磯浜地区	13,465 人	世帯数	4,900
大貫地区	3,795 人	世帯数	1,392
夏海地区	1,826 人	世帯数	584

### 第4節 道路の位置等

国道 51 号、主要地方道として、水戸鉾田佐原線、大洗・友部線、一般県道として、長岡・大洗線、那珂湊・大洗線、大洗公園線の主要幹線 6 路線が機能的に接続されている。

又、管内より南東に約 3 km 先に東水戸道路・水戸大洗 IC（北関東自動車道と接続）があり常磐自動車道に接続されている。

## 第5節 鉄道、港湾の位置等

### 【鉄 道】

鹿島臨海鉄道大洗鹿島線により水戸市及び鉾田市・鹿嶋市を結ぶ路線があり、水戸駅からＪＲ常磐線に接続される。また、鹿島神宮駅からＪＲ鹿島線にて千葉県佐原駅までの区間が運行されている。

### 【鉄道路線一覧】

路 線 名	始発駅	終着駅	主要通過地
鹿島臨海鉄道大洗鹿島線	水戸駅 [水戸市]	鹿島神宮駅 [鹿嶋市]	大洗町，鉾田市

### 【港 湾】

大洗港は、昭和54年重要港湾の指定を受け、カ - フェリ - 港として整備された。昭和60年より北海道苫小牧港との航路が開設されて以来、毎日2便が運行されている。

### 【港湾主要埠頭】

港湾名	埠頭名	岸壁名	最大けい船能力	水 深	延 長
大洗港	第3埠頭	中央東岸壁	5,000 DWT	8 m	300 m
		中央西岸壁	5,000 DWT	8 m	270 m
	第4埠頭	- 8 m岸壁	8,000 DWT	8 m	240 m

資料：(県港湾課)

## 第6節 自衛隊施設

自衛隊施設は、隣接のひたちなか市に陸上自衛隊勝田駐屯地が所在している。

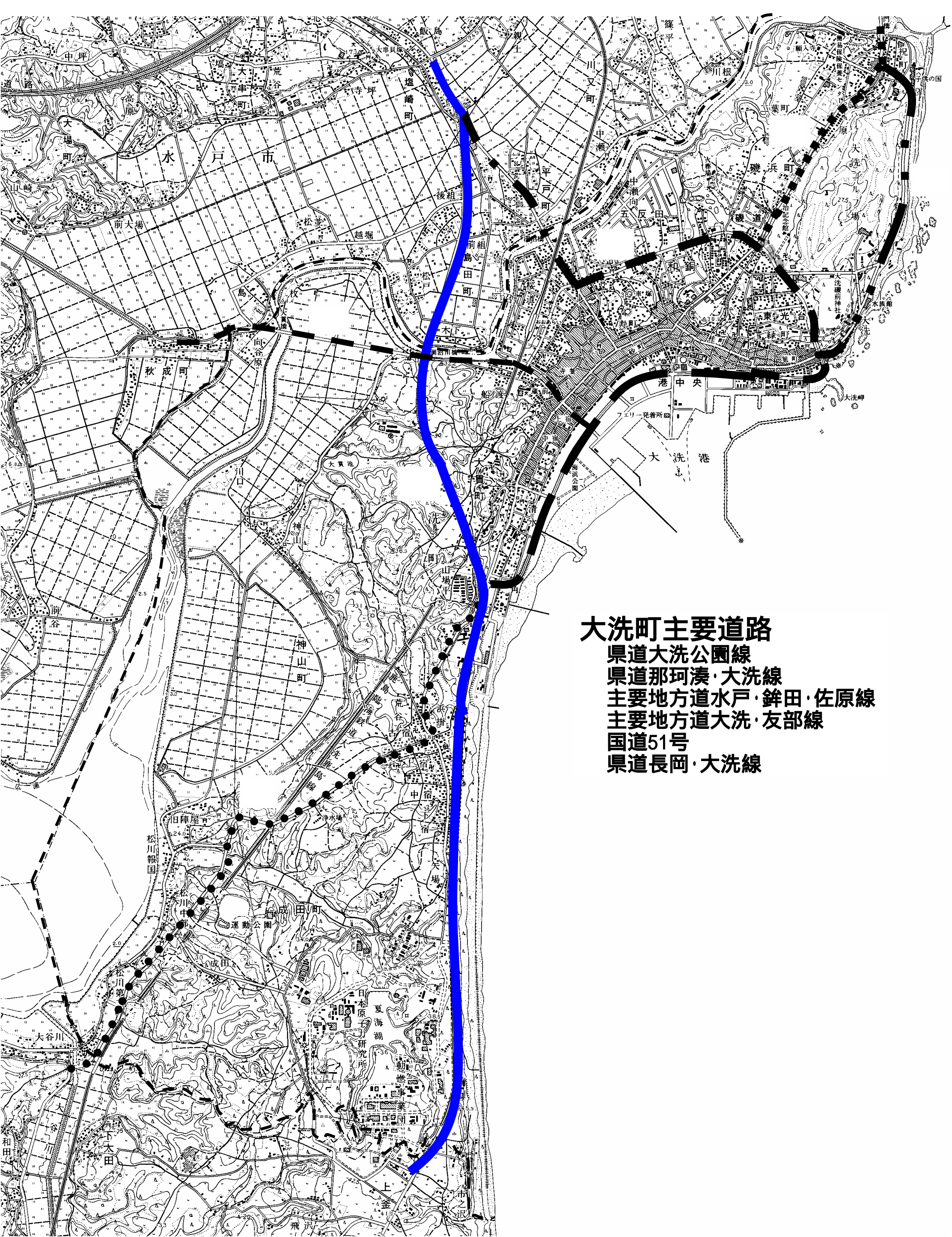
## 第7節 原子力施設

町内に立地する原子力事業所は、次のとおりである。

事業所名	主 な 施 設	EPZ( )	所在地
(独)日本原子力研究開発機構大洗研究開発センター	・高速実験炉「常陽」 ・材料試験炉「JMTR」 ・高温工学試験研究炉「HTTR」	約8,000m	大洗町 鉾田市
日本核燃料開発(株)	・ホットラボ施設	約500m	大洗町
東北大学金属材料研究所附属量子エネルギー材料科学国際研究センター	・ホットラボラトリー棟		大洗町
日揮(株)技術研究所	・第2研究棟		大洗町

資料：茨城県地域防災計画(原子力災害計画編[参考資料])

EPZ (Emergency Planning Zone)： 防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲



**大洗町主要道路**  
県道大洗公園線  
県道那珂湊・大洗線  
主要地方道水戸・鉾田・佐原線  
主要地方道大洗・友部線  
国道51号  
県道長岡・大洗線



気象関係月別集計表(平成17年中)

(大洗町消防本部「気象観測記録」より (天候については午前9時現在とする。))

種別 月別	天候				気温( )			風向風速						湿度(%)				降雨量(mm)
	晴	曇	雨	雪 又は みぞれ	最高 気温	最低 気温	平均 気温	最 多 向	平均 風速 (m)	最大風速日数				最高 湿度	最低 湿度	平均 湿度	実効 湿度	
										7 m 未満	7 m 以上	10 m 以上	15 m 以上					
1	25	4	2		16.3	-0.7	3.9	北西	2.2	9	13	6	3	98.0	24.9	66.9	68.2	122.0
2	18	6	3	1	17.3	-4.2	3.8	北西	2.3	2	14	11	1	98.3	22.8	67.4	66.9	53.5
3	20	2	3	6	16.8	-2.8	6.2	北西	2.4	3	16	10	2	98.4	17.4	70.8	70.8	92.5
4	19	6	5		27.1	0.5	11.6	北東	2.4	5	9	14	2	98.0	29.5	73.9	73.8	51.0
5	17	11	3		24.3	7.5	14.1	北東	2.5	4	11	15	1	97.5	27.2	76.6	75.6	61.5
6	12	11	7		29.1	12.9	19.5	北東	1.9	11	15	4		96.6	52.9	85.0	84.9	47.0
7	12	11	8		35.4	17.1	22.2	北東	2.1	9	13	9		96.7	35.6	85.6	85.7	200.0
8	19	8	4		34.1	19.7	25.4	南東	2.1	12	12	6	1	96.9	41.3	82.0	82.3	193.0
9	20	6	4		32.3	12.6	22.9	北東	2.5	7	10	12	1	97.3	44.6	79.5	80.1	82.0
10	14	5	12		27.4	8.9	18.0	北西	2.1	11	13	7		97.6	30.3	80.9	80.7	157.5
11	27	1	2		24.2	0.2	10.7	北北西	2.2	18	7	4	1	98.2	28.2	72.7	73.0	43.5
12	27	3	1		13.4	-1.4	3.5	北西	2.2	10	10	8	3	98.3	25.2	64.8	65.7	12.5
合計	230 日	74 日	54 日	7 日				北東 90日		101 日	143 日	106 日	15 日					1116.0 mm
	63.0 %	20.3 %	14.8 %	1.9 %	24.8 平均	5.9 平均	13.5 平均	24.7 %	2.2 m/s	27.7 %	39.2 %	29.0 %	4.1 %	97.7 平均	31.7 平均	75.5 平均	75.6 平均	

## 第5章 町国民保護計画が対象とする事態

町国民保護計画は、以下のとおり県国民保護計画において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

### 第1節 武力攻撃事態（基第2章第1節）

#### 1 武力攻撃事態の種類

武力攻撃事態として、以下に掲げる事態を想定する。

##### (1) 着上陸侵攻

###### ア 特徴

- (ア) 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。また、船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等を勘案して、武力攻撃予測事態において住民の避難を行うことも予定される。
- (イ) 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。
- (ウ) 航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標となりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。
- (エ) 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、原子力施設、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。

###### イ 留意点

事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となる。広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。

##### (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃

###### ア 特徴

- (ア) 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、相手もその行動を秘匿するためあらゆる手段を使用することが想定されることから、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。そのため、行政機関の集中地区、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。
- (イ) 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、主な被害は施設の破壊等が考えられる。したがって、被害の範囲は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、原子力施設が攻撃された場合には二次被害の発生も予測され、被害の範囲が拡大するおそれがある。

さらに、攻撃手段としてダーティボム( )が使用される場合がある。

ダイナマイト等の通常爆発物を用いて放射性物質を飛散させるタイプの兵器。破壊で

はなく汚染が目的であり、目標を長期間使用不能にしたり、心理的圧迫を与えることが出来る。

#### イ 留意点

ゲリラや特殊部隊の危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、町は（消防機関を含む。）県と、県警察は、海上保安庁及び自衛隊と連携し、武力攻撃の事態に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。事態の状況により、知事の緊急通報の発令、知事又は町長の退避の指示又は警戒区域の設定など適切な措置を行うことが必要である。

### (3) 弾道ミサイル攻撃

#### ア 特徴

(ア) 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。さらに、極めて短時間で我が国に着弾することが予測され、弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭（ ））を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。

(イ) 通常弾頭の場合には、NBC弾頭の場合と比較して、被害は局限され、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

Nuclear（核）・Biological（生物）・Chemical（化学）の特性を使用した弾頭

#### イ 留意点

弾道ミサイルは発射後短時間で着弾することが予測されるため、迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害を局限化することが重要であり、屋内への避難や消火活動が中心となる。

### (4) 航空攻撃

#### ア 特徴

(ア) 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を想定することが困難である。

(イ) 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを相手国が意図すれば都市部が主要な目標となることも想定される。また、ライフラインを支える重要施設が目標となることもあり得る。

(ウ) なお、航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。

(エ) 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。

#### イ 留意点

攻撃目標を早期に判定することは困難であることから、攻撃の目標地を限定せず屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。その安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる生活関連等施設に対する攻撃のおそれがある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該生活関連等施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡

大の防止等の措置を実施する必要がある。

## 2 N B C 攻撃の特徴

N B C 攻撃の特徴や主な対応は次のとおりである。

### (1) 核兵器 ( N : Nuclear )

ア 攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物や中性子誘導放射能( )による残留放射線によって生ずる。核爆発によって熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。残留放射線は、爆発時に生じた放射能をもった灰(放射性降下物)からの放射能と、初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線に区分される。このうち及びは、爆心地周辺において被害をもたらすが、の灰(放射性降下物)は、爆心地付近から降下し始め、逐次風下方向に拡散、降下して被害範囲を拡大させる。このため、熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。

物質に中性子線が放射されることによって、その物質そのものもつようになる放射能

イ 放射性降下物は、放射能をもった灰であり、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、放射性降下物による被害は、一般的には熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に拡大することが想定される。放射性降下物が皮膚に付着することによる外部被ばくにより、あるいはこれを吸飲することや放射性降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することによる内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。したがって、避難に当たっては、風下を避け、手袋、帽子、雨カッパ等によって放射性降下物による外部被ばくを抑制するほか、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護することや汚染された疑いのある水や食物の抑制を避けるとともに、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。また、汚染地域への立入制限を確実にを行い、避難の誘導や医療にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。

ウ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、これらに対する対処が必要となる。

### (2) 生物兵器 ( B : Biological )

ア 生物剤は、人に知られることなく散布することが可能であり、また発症するまでの潜伏期間に感染者が移動することにより、生物剤が散布されたと判明したときは、既に被害が拡大している可能性がある。

イ 生物剤による被害は、使用される生物剤の特性、特にヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられる。

ウ 厚生労働省を中心とした一元的情報収集、データ解析等サーベイランス(疾

病監視)により、感染源及び感染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた、医療活動、まん延防止を行うことが重要である。

(3) 化学兵器 (C : Chemical)

ア 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下を這うように広がる。また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。

イ このため、国や関係機関との連携の下、原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を適切にして、住民を安全な風上の高台に誘導する等、避難措置を適切にするとともに、汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。また、化学剤は、そのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、当該地域から原因物質を取り除くことが重要である。

## 第2節 緊急対処事態 (基第5章第1節)

緊急対処事態として、以下に掲げる事態を想定する。

### 1 攻撃対象施設等による分類

#### (1) 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

##### ア 事態例

- (ア) 原子力事業所等の破壊
- (イ) 石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- (ウ) 危険物積載船への攻撃
- (エ) ダムの破壊

##### イ 被害の概要

- (ア) 原子力事業所が攻撃を受けた場合の主な被害
  - ・ 大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくする。
  - ・ 汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。
- (イ) 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設が攻撃を受けた場合の主な被害
  - ・ 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。
- (ウ) 危険物積載船への攻撃を受けた場合の主な被害
  - ・ 危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。
- (エ) ダムが破壊された場合の主な被害
  - ・ ダムが破壊された場合には、下流に及ぼす被害は多大なものとなる。

#### (2) 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

##### ア 事態例

- (ア) 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- (イ) 列車等の爆破

## イ 被害の概要

大規模集客施設、ターミナル駅等で爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。

## 2 攻撃手段による分類

### (1) 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

#### ア 事態例

- (ア) ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- (イ) 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- (ウ) 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- (エ) 水源地に対する毒素等の混入

## イ 被害の概要

### (ア) 放射性物質等

- ・ ダーティボムの爆破による被害は、爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等である。
- ・ ダーティボムの放射線によって正常な細胞機能が攪乱されると、後年、ガンを発症することもある。
- ・ 小型核爆弾の特徴については、核兵器の特徴と同様である。

### (イ) 生物剤（毒素を含む）による攻撃

- ・ 生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様である。
- ・ 毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似している。

### (ウ) 化学剤による攻撃

- ・ 化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様である。

### (2) 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態

#### ア 事態例

- (ア) 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- (イ) 弾道ミサイル等の飛来

## イ 被害の概要

(ア) 主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。

(イ) 攻撃目標の施設が爆破された場合、周辺への被害も予測される。

(ウ) 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。